【新旧対照表】銀聯カードコンタクトレス取扱特約

【改定前】	【改定後】	備　考
【第２条（定義）】 １.本特約において、以下に掲げる用語の意義は、各号に定めるとおりとします。 （１）銀聯QuickPass 銀聯が提供する非接触決済サービスであり、決済端末にカード等（次号で定義する）をかざして通信することにより、カード等の内部に搭載された情報を読み取って決済処理を行うものをいいます。 （２）銀聯コンタクトレスカード等（以下「カード等」といいます） 銀聯の規定に基づき、銀聯の機能を搭載するカードまたは携帯電話その他の電子機器およびその他の媒体をいいます。 （３）銀聯QuickPass取扱端末（以下「取扱端末」といいます） 銀聯 QuickPass による決済に対応する機能を備え、カード等の有効性をチェックする機器をいいます。	【第２条（定義）】 １.本特約において、以下に掲げる用語の意義は、各号に定めるとおりとします。 （１）銀聯QuickPass 銀聯が提供する非接触決済サービスであり、決済端末にカード等（次号で定義する）をかざして通信することにより、カード等の内部に搭載された情報を読み取って決済処理を行うものをいいます。 （２）カード等 銀聯の規定に基づき、銀聯QuiCKPassの機能を搭載するカードまたは携帯電話その他の電子機器およびその他の媒体をいいます。 （３）取扱端末 銀聯QuickPassによる決済に対応する機能を備え、カード等の有効性をチェックする機器をいいます。	➢ 定義の表現修正
【第４条（カード等の取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いを中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。	【第４条（カード等の取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、カード等の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、カード等の取扱いの中止または一時停止により加盟店および会員に生じた損害、損失について賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。	➢ 表現の修正

以　上